

津市消防団員の報酬及び費用弁償の支給に関する規程

平成 1 8 年 1 月 1 日消防本部訓第 2 8 号

改正 平成 1 9 年 9 月 5 日消防本部訓第 8 号
平成 2 2 年 3 月 3 1 日消防本部訓第 1 4 号
平成 2 4 年 3 月 2 9 日消防本部訓第 5 号
平成 3 0 年 3 月 3 0 日消防本部訓第 1 号
令和 4 年 3 月 3 1 日消防本部訓第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、津市消防団条例（平成 1 8 年津市条例第 2 5 7 号。以下「条例」という。）第 1 4 条及び第 1 5 条並びに津市消防団の組織等に関する規則（平成 1 8 年津市規則第 2 2 4 号）第 1 8 条に規定する消防団員（以下「団員」という。）の報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(年額報酬の月割計算)

第 2 条 条例第 1 4 条第 2 項第 1 号に規定する場合における年額報酬の額は、条例別表第 1 に定める年額報酬の額の 1 2 分の 1 に相当する額に次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める勤務した期間の月数を乗じて得た額とする。

- (1) 4 月から 9 月まで及び 1 0 月から翌年 3 月までの期間（以下それぞれの期間を「支給期間」という。）の中途において新たに団員となった場合
新たに団員となった日の属する月（新たに団員となった日が月の 2 1 日以降の場合は、その日の属する月の翌月）から当該支給期間の最終の月又は退職（死亡による退職を含む。以下同じ）した日の属する月（退職した日が月の 1 0 日以前の場合は、その日の属する月の前月）までの期間
- (2) 支給期間の中途において退職した場合
当該支給期間の最初の月から退職した日の属する月（退職した日が月の 1 0 日以前の場合は、その日の属する月の前月）までの期間
- (3) 支給期間又は前 2 号に定める期間中に勤務しない期間がある場合
支給期間又は前 2 号に定める期間の月数から勤務しない期間の月数（負傷若しくは疾病により休養した期間又は公務によらないで居住地若しくは

勤務地を離れた期間が月のうち20日を超える月の数をいう。)を減じた期間

- 2 条例第14条第2項第2号に規定する場合における年額報酬の額は、条例別表第1に定める年額報酬の額の12分の1に相当する額にそれぞれ次に掲げる期間に該当する月数を乗じて得た額を合算した額とする。

(1) 異動前の年額報酬の支給を受ける期間

支給期間の最初の月又は新たに団員となった日の属する月（新たに団員となった日が月の21日以降の場合は、その日の属する月の翌月）から異動の生じた日の属する月の前月まで

(2) 異動後の年額報酬の支給を受ける期間

異動した日の属する月から支給期間の最終の月又は退職した日の属する月（退職した日が月の10日以前の場合は、その日の属する月の前月）まで
(出勤報酬の支給範囲)

- 第3条 出勤報酬を支給する範囲は、条例別表第2の規定により消防団長（以下「団長」という。）が従事時間、内容等を勘案して認定するものとする。
(出勤人員の報告)

- 第4条 本部副団長、方面副団長又は分団長、副分団長若しくは部長は、所属団員の出勤実績を1月分に取りまとめて、翌月の10日までに出勤人員報告書（第1号様式）により、本部副団長にあっては団長に、方面副団長又は分団長等にあっては方面団長に報告しなければならない。

- 2 本部副団長及び方面団長は、所属団員の出勤状況等を4月から9月まで及び10月から翌年3月までの各区分による期間ごとに取りまとめて消防団員出勤状況等報告書（第2号様式）により、団長に報告するものとする。

- 3 団長は、前項の規定による報告があった場合は、消防団出勤状況報告書（第3号様式）により、市長に報告するものとする。
(事務処理)

- 第5条 団員の報酬及び費用弁償に関する事務は、消防団統括室長が取りまとめるものとする。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年9月5日消防本部訓第8号）

この訓は、平成19年9月5日から施行する。

附 則（平成22年3月31日消防本部訓第14号）

この訓は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日消防本部訓第 5 号）

この訓は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日消防本部訓第 1 号）

この訓は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日消防本部訓第 3 号）

この訓は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

出動人員報告書（ 年 月分）

（宛先）津市消防団 団長・ 方面団長

報告者
階 級
氏 名

（所属 ）

区分		災害出動 （4 時間超）		災害出動 （4 時間以下）		教育、訓練、 予防活動等			会議		その他			費用 弁償 （回数）
出動年月日														
出動場所														
活動開始時分														
活動終了時分														
活動内容														
出動人員														
階級	氏 名	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
備 考														

（注） 1 出動は、火災、水災、警戒、教育、訓練、予防活動、会議、点検等に区分する。
2 出動した者の欄には、費用弁償の支給に係る回数を記載する。
3 出動人員の欄には、当該延べ人員を記入する。

(宛先) 津市消防団長

津市消防団 (所 属) (役 職) (氏 名)

所 属		令和 年度	月～ 月分	支給金額	円	内訳	年額報酬	円	出動報酬	円	費用弁償	円
-----	--	------------	-------	------	---	----	------	---	------	---	------	---

[illegible]

[illegible]